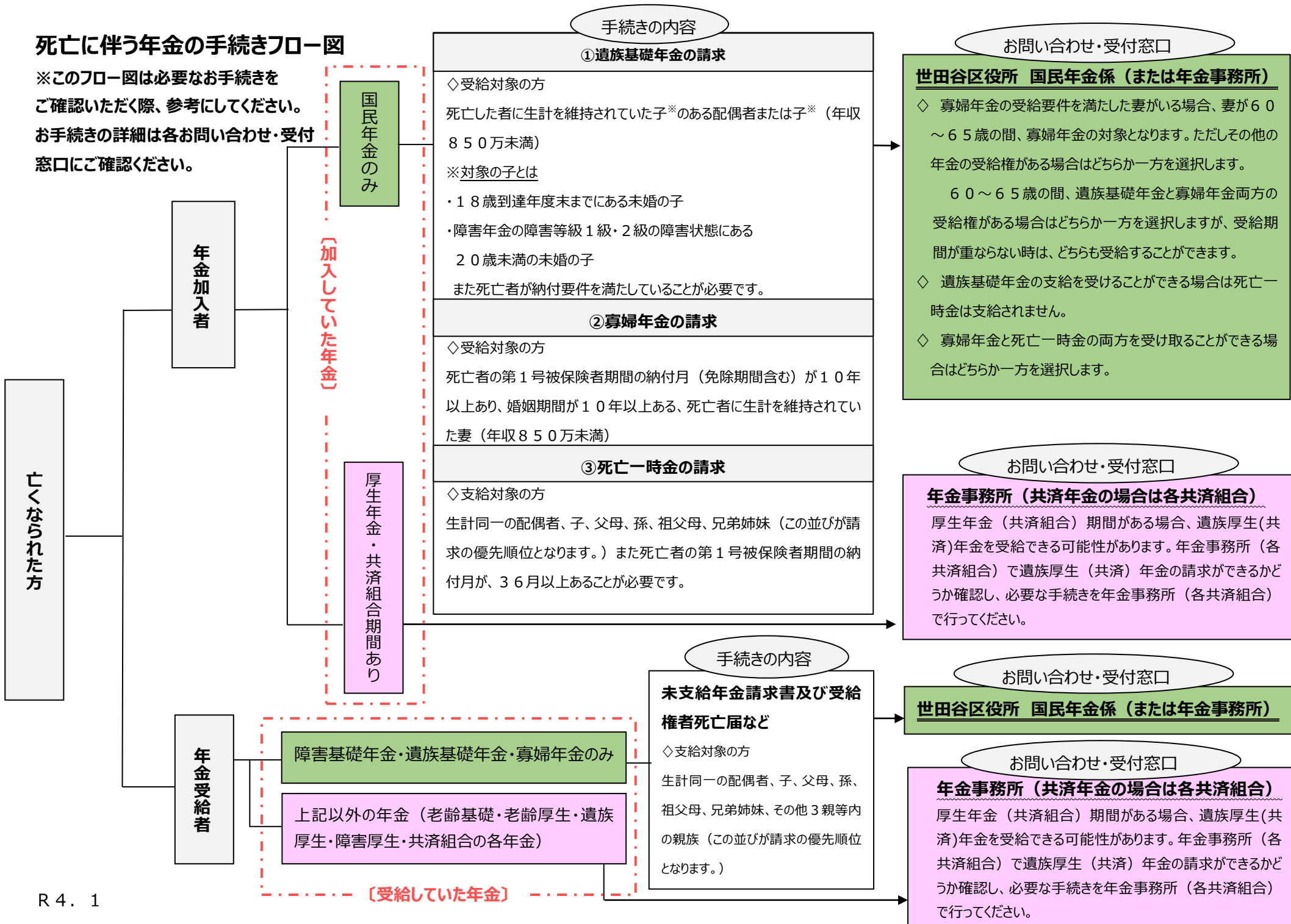


死亡に伴う年金の手続きフロー図

※このフロー図は必要なお手続きをご確認いただく際、参考にしてください。
お手続きの詳細は各お問い合わせ・受付窓口にご確認ください。



手続きの内容

①遺族基礎年金の請求

◇受給対象の方
死亡した者に生計を維持されていた子※のある配偶者または子※（年収850万未満）
※対象の子とは
・18歳到達年度末までにある未婚の子
・障害年金の障害等級1級・2級の障害状態にある20歳未満の未婚の子
また死亡者が納付要件を満たしている必要があります。

②寡婦年金の請求

◇受給対象の方
死亡者の第1号被保険者期間の納付月（免除期間含む）が10年以上あり、婚姻期間が10年以上ある、死亡者に生計を維持されていた妻（年収850万未満）

③死亡一時金の請求

◇支給対象の方
生計同一の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（この並びが請求の優先順位となります。）また死亡者の第1号被保険者期間の納付月が、36月以上ある必要があります。

お問い合わせ・受付窓口

世田谷区役所 国民年金係（または年金事務所）

◇ 寡婦年金の受給要件を満たした妻がいる場合、妻が60～65歳の間、寡婦年金の対象となります。ただしその他の年金の受給権がある場合はどちらか一方を選択します。
60～65歳の間、遺族基礎年金と寡婦年金両方の受給権がある場合はどちらか一方を選択しますが、受給期間が重ならない時は、どちらも受給することができます。
◇ 遺族基礎年金の支給を受けることができる場合は死亡一時金は支給されません。
◇ 寡婦年金と死亡一時金の両方を受け取ることができる場合はどちらか一方を選択します。

お問い合わせ・受付窓口

年金事務所（共済年金の場合は各共済組合）

厚生年金（共済組合）期間がある場合、遺族厚生（共済）年金を受給できる可能性があります。年金事務所（各共済組合）で遺族厚生（共済）年金の請求ができるかどうか確認し、必要な手続きを年金事務所（各共済組合）で行ってください。

お問い合わせ・受付窓口

世田谷区役所 国民年金係（または年金事務所）

お問い合わせ・受付窓口

年金事務所（共済年金の場合は各共済組合）

厚生年金（共済組合）期間がある場合、遺族厚生（共済）年金を受給できる可能性があります。年金事務所（各共済組合）で遺族厚生（共済）年金の請求ができるかどうか確認し、必要な手続きを年金事務所（各共済組合）で行ってください。